

平成21年度健康研究概算要求方針について（概要）（案）

平成20年8月26日
健康研究推進会議決定

1. はじめに

- 国民生活の向上や国際競争力の強化のためには、基礎研究の成果を活用し、新しい治療法や医薬品・医療機器として、社会に還元していくための「健康研究(Health Research)」(橋渡し研究・臨床研究)の強力な推進が不可欠。
- そのためには、関係府省において、それぞれ推進が図られている健康研究について、我が国として一つの戦略に基づき、統一的かつ重点的な取組を進めていくことが重要。
- 平成20年6月19日に総合科学技術会議が決定した「平成21年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分方針」において、「健康研究分野(橋渡し研究・臨床研究)を初めての例として、関係府省合同での戦略策定、予算編成への取組を開始する。」とされたところ。
- これを受け、健康研究推進会議は、関係省(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)における健康研究の推進のために早急に取り組むべき方策について、官民対話等の意見を聴きながら、一元的な考えの下に、「平成21年度健康研究概算要求方針」を策定。

健康研究の推進のために早急に取り組むべき方策

2. 橋渡し研究・臨床研究の拠点や研究支援の強化

- ・橋渡し研究・臨床研究を実施・支援する拠点機関に、臨床研究者やスタッフを充実させ、治験等が円滑かつ速やかに進められる体制を整備することが不可欠
- ・十分な研究資金の支援を行い、質の高い臨床的なエビデンスを創出

3. 橋渡し研究・臨床研究に関する人材の確保

- ・新たな分野に挑戦し革新的技術を生み出す有望な人材の育成・確保が重要
- ・人材育成に向けた体制整備と育成した人材が将来の目標を持って意欲的に活躍できるような環境整備の取組を強化

4. 産業化に向けた具体的事業の推進

- ・研究開発の出口を見据えた一貫した支援体制の整備や、実用化によって新たな道筋をつけていく研究マネジメントが重要
- ・事業の効果や必要性を評価・検証しながら、ベンチャー企業等の創出や活動を支援

5. 省庁間の新たな連携による事業の推進

- ・世界的レベルの研究開発競争に対応するため、関係省庁が一体となって、迅速かつ機動的な支援を行うことが必要
- ・研究資金の弾力的運用や、開発段階から規制の担当機関等との意見交換等を試行的に行う「スーパー特区」の取組を関係省庁が連携して加速・推進

6. その他

- ・長期的に取り組むべき課題を含め検討を行い、健康研究推進戦略(仮称)を策定

基礎研究成果等

国民への画期的治療薬・医療機器・医療技術の迅速な提供